

広島県告示第五百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十四年六月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道新市七曲 西城線	福山市新市町大字常一七五六番一地从先から 福山市新市町大字常一八一〇番一地从先まで	平成二十四年五月三 一日